

他市区町村から転入した者による 松戸市地域密着型サービス事業 所の利用についての申請手続き

②手続き一覧（事業者向け）をクリック。

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ

よくあるご質問

ログイン

新規登録

①松戸市オンライン申請システムを利用する際は、利用者登録とログインが必要です。

松戸市オンライン申請システム

もっと便利に。
もっと簡単に。

松戸市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

キーワード検索に手続き名を入力しても右側に表示されます。

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問

キーワード検索

検索

条件を指定して検索

カテゴリ 組織 利用者情報

ライフイベント

くらし

安全・安心

税金

福祉

高齢者・介護

障害者福祉

生活支援

健康・医療

子育て・教育

その他・イベント

手続き一覧（事業者向け）

該当件数 9 件

条件をリセットして全件表示

フォルダ

介護保険関連手続き
介護保険関連手続き

令和7年度 成年後見制度「もっと知りたい！成年後見制度」 地域巡回 講演会・個別相談会 in馬橋 参加申し込み
地域包括ケア推進課

要介護認定等に係る個人情報提供の
手続き（事業者ケアプラン用）
介護保険課

電子証明書およびTRITRUS-ID申請
に関する手続き
地域包括ケア推進課

特別養護老人ホーム特列入所に係
る意見照会
介護保険課

特別養護老人ホーム特列入所対象
者入所申込状況報告書
介護保険課

特別養護老人ホーム入所希望者の
実人員調査
介護保険課

介護保険要介護（要支援）認定申
請の取り下げ手続き
介護保険課

障害者控除対象者認定書の由請

①『福祉』→『高齢者・介護』の順でクリック

②『介護保険関連手続き』をクリック

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ 

よくあるご質問 

『介護事業者向け』を
クリック。

介護保険関連手続き

該当件数 6 件

フォルダ

介護給付費

介護保険関連手続き



フォルダ

生活支援

介護保険関連手続き



フォルダ

介護事業者向け

介護保険関連手続き



短期入所利用（特例）にかかる理由書
の提出

介護保険課



福祉用具貸与例外給付（継続）の申請
手続き

介護保険課



福祉用具貸与例外給付（新規）の申請
手続き

介護保険課



一覧に戻る

介護保険関連手続き

該当件数 13 件

介護保険関連手続き

> 介護事業者向け

令和7年度介護支援専門員向け研修会
「AIと共に創る、利用者一人ひとりに
寄り添ったケアプラン」参加申し込み

介護保険課

他市区町村から転入した者による松戸
市地域密着型サービス事業所の利用に
ついての報告

指導監査課

介護職員等処遇改善加算計画書の提出

指導監査課

他市区町村から転入した者による松戸
市地域密着型サービス事業所の利用に
ついての申請手続き

指導監査課

介護職員等処遇改善加算等実績報告書
の提出

指導監査課

ケアプラン点検の事前書類の提出

介護保険課

『他市区町村から転入した者による松戸市地域密着型サービス事業所の利用についての申請手続き』をクリック。

他市区町村から転入した者による松戸市地域密着型サービス事業所の利用についての申請手続き

概要

【原則】

市内地域密着型サービスの利用については、原則として3か月以上松戸市の介護保険被保険者であることを条件とします（住民基本台帳に記載されてから3か月経過していることとします。）。

【例外】

次に掲げる事由に該当する者について、事業所が別紙を添付し、申請手続きをし、市から承認を得た場合は、転入後の経過期間にかかわらず、松戸市内の地域密着型サービスを利用することができるものとします。

1. 利用希望者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う者（家族・親せき等（以下、「生計を担う者」とする。））の転入に伴い松戸市に転入する場合
2. 松戸市内の生計を担う者の住所へ転入する場合
3. 松戸市内に生計を担う者がおり、かつ生計を担う者の住所とは別の松戸市内の住所へ転入する場合

原則、事業者は概要を指導監査課に相談し、案内に応じてこちらの申請を行ってください。

手続きの根拠規定

松戸市地域密着型サービス事業者指図書に関するガイドライン

受付開始日

2025年10月1日 0時00分

受付終了日

随時受付

お問い合わせ先

指導監査課

メールによるお問い合わせ：✉

電話番号：0477043056

向け) 手続き一覧(事業者向け) ヘルプ よくあるご質問

『次へ進む』をクリック。

次へ進む

あとで申請する

<

一覧に戻る



申請内容の入力



過去申請を使用する

他市区町村から転入した者による松戸市地域密着型サービス事業所の利用についての申

申請日 **必須**

年 月 日
2025年（令和7年） 11月 13日

事業者名（法人名、会社名等） **必須**

事業者 所在地 **必須**

郵便番号（ハイフンなし）

住所を検索する

都道府県

市区町村

町名・番地・建物名・部屋番号

必要な項目を全て入力する。

[手続き一覧（個人向け）](#)

[手続き一覧（事業者向け）](#)

[ヘルプ](#)

[よくあるご質問](#)

ケアの方向性 必須

※小規模多機能及び複合型サービスの場合は、「週〇回の通所、週〇回の訪問（訪問時に実施するサービスの内容）」を明記すること。

次へ進む >

保存してあとで申請する

< 戻る

最後まで入力したら、『次へ進む』をクリック。



申請内容の確認



他市区町村から転入した者による松戸市地域密着型サービス事業所の利用についての申請手続き

申請日

2025年（令和07年）11月13日

事業者名（法人名、会社名等）

松戸市役所

事業者 所在地

入力した内容を全て確認。

正する

正する

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問

基準通り配置可能。 修正する

既存待機者がいないこと、いる場合はその方よりも緊急性が高いこと 市内利用者に不利益がないこと 修正する

既存待機者なし。 修正する

（3ヶ月規定の例外適用の場合） 現在の居住している市区町村の地域密着型サービス事業所ではなく、申請する事業所でない理由（なぜ現住所地のグループホーム等では受け入れられないのか） 修正する

生計を担う長女がいる松戸市へ夫とともに転居。転居後松戸市のデイサービスを利用したい。 修正する

ケアの方向性 修正する

まずは週2回通いながら、施設になれていただく。

申請する 戻る

内容に不備がなければ、『申請する』をクリック。

すべき事項

申請します。よろしいですか？

OK キャンセル

『OK』をクリック。



申請の完了



他市区町村から転入した者による松戸市地域密着型サービス事業所の利用についての申請手

申請を受け付けました。
順番に申請内容を確認するため、確認までしばらくお待ちください。
なお、お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認ください。
お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、このページを印刷してください。

申込番号

43255545



[ホームに戻る](#)

申請が完了すると、8桁の申込番号が表示される。照会などで使用することもあるため、メモを推奨。